

日本版司法取引制度の開始とその対応

執筆者：弁護士 日比 慎/ 弁護士 渡邊 満久

June 2018

In brief

平成 30 年 6 月 1 日より、「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意」の制度（いわゆる日本版司法取引制度。以下「司法取引制度」という）が規定された刑事訴訟法（以下「刑訴法」という）が施行されました。この司法取引制度は、対象となる犯罪が広範にわたることも含め、企業のコンプライアンスに対する影響が大きく、今後、企業犯罪が問題となった場合に司法取引制度の利用を適切に検討しなければ、取締役の善管注意義務違反が問われる可能性があります。

そこで、本稿では、司法取引制度の内容を説明した上で、司法取引制度開始に伴う諸問題と対策について簡単に解説を行います（なお、本稿中、意見にわたる部分はすべて筆者らの私見です）。

In detail

1. 司法取引制度の内容

(1) 司法取引制度の趣旨

司法取引制度は、捜査における証拠の収集につき、取調べの比重を低下させ、証拠の収集方法の適正化・多様化に資するために導入された制度です（刑訴法 350 条の 2～350 条の 15）。

犯罪捜査における事案解明のためには、関係者からの供述等を得ることが不可欠ですが、従来、取調べ以外に供述等を得る有効な手法が存在しませんでした。また、特に組織的な犯罪等において、近時、取調べによって供述等を得ることが困難になってきていました。そこで、取調べ以外の方法により、手続の適正さを確保しつつ、供述等の証拠を収集することを可能とする制度として創設されたのが司法取引制度です¹。

(2) 司法取引制度の構造

ア 司法取引制度の全体像

司法取引制度は、一定の「特定犯罪」に該当する「他人の刑事事件」について、被疑者・被告人（以下「被疑者等」という）が真実の供述や証拠の提出等の捜査協力、公判における協力をを行うことと引き換えに、検察官が被疑者等自身の刑事事件を不起訴処分とすることや、通常よりも軽い求刑を行うこと等を約束し、合意する制度です。

¹ 以上の趣旨説明につき、三井誠ほか編『新基本法コメントナール 刑事訴訟法〔第 3 版〕』（日本評論社、2018 年）571 頁〔栗木傑〕。

イ 協議の開始

司法取引制度は、検察官又は被疑者等若しくはその弁護人²から、合意へ向けた協議の申入れを行うことによって開始されます。そして、当該協議は、原則として、検察官、被疑者等及び弁護人の三者で行われなければなりません(刑訴法 350 条の 4)。

ウ 協議の実施

協議においては、合意を行うか否かの判断を行う必要があるため、検察官は、被疑者等に対して、他人の刑事事件についての供述を求めるすることができます(刑訴法 350 条の 5 第 1 項)。協議の結果、合意に至らないケースもあり得ますが、そのような場合は、被疑者等が協議段階で行った供述は、当該被疑者等との関係でも、第三者との関係でも、証拠とすることができます(刑訴法 350 条の 5 第 2 項)³。

但し、証拠とならないと定められているのは被疑者等の供述のみです。当該供述をもとに捜査機関等によって収集された他の証拠(いわゆる派生証拠)については、合意が成立しなかった場合でも証拠とすることができますので、注意が必要です。

エ 合意

(ア) 合意の主体

合意の主体は、検察官と被疑者等です(刑訴法 350 条の 2 第 1 項)。もっとも、合意をするためには、弁護人の同意が必要であり(刑訴法 350 条の 3 第 1 項)、後記(エ)のとおり、合意内容を記載した書面には弁護人も連署しなければなりません。なお、司法取引制度の対象となる「特定犯罪」につき、法人をも処罰の対象とする旨の規定(両罰規定)が存在し、法人が被疑者等となっている場合は、当該法人も合意の主体となることが可能です⁴。

(イ) 合意の内容

検察官と被疑者等が司法取引制度において合意できる事項は法定されています(刑訴法 350 条の 2 第 1 項)。その内容は以下のとおりです。

検察官→被疑者等・弁護人	被疑者等・弁護人→検察官
<ul style="list-style-type: none">✓ 公訴を提起しないこと✓ 公訴を取り消すこと✓ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又はこれを維持すること✓ 特定の訴因又は罰条への変更等をすること✓ 公判において特定の刑を科すべき意見を述べること✓ 即決裁判手続の申し立てをすること✓ 略式命令の請求をすること	<ul style="list-style-type: none">✓ 取調べにおいて、真実⁵の供述をすること✓ 証人として、真実⁵の供述をすること✓ 証拠の提出、その他必要な協力をすること

(ウ) 合意の条件

(i) まず、上記アのとおり、司法取引制度は、被疑者等が「他人の刑事事件」について供述や証拠の提供等を行うときにだけ適用される制度です(刑訴法 350 条の 2 第 1 項)。また、「他人の刑事事件」というと、被疑者等が全く関与していない事件をイメージするかもしれません、被疑者等が関与した

² 弁護人とは、被疑者等の弁護を行う者のことであり、原則として、弁護士の中から選任されなければなりません。

³ 但し、協議における被疑者等の供述等の行為が、犯人蔵匿等の罪、証拠隠滅等の罪等一定の犯罪に該当する場合には、証拠とすることができます(刑訴法 350 条の 5 第 3 項)。

⁴ 三井ほか前掲注 1) 574 頁。

⁵ ここでいう「真実」は、自己の記憶に従っていることを意味します。なお、自己の記憶に反して虚偽の供述をした場合は刑事罰の対象となっています(刑訴法 350 条の 15)。

犯罪の共犯者の事件について供述等を行う場合でも適用されます(後記(ii)のとおり、むしろ、共犯事件等、一定の関連性がある事件について用いられることが想定されています)。

(ii) また、司法取引制度は、検察官が、「必要と認めるとき」にだけ用いることができます(刑訴法 350 条の 2 第 1 項)。必要性の判断にあたっては、①被疑者等から得られる供述や証拠等の重要性、②関係する犯罪の輕重及び情状、③当該関係する犯罪の関連性の程度、④その他の事情、を考慮することとされています(同項)。

このうち、②「関係する犯罪」とは、被疑者等自身の事件に係る犯罪と他人の刑事事件に係る犯罪の双方を意味します。必要性の判断は、被疑者等の事件について処分の輕減等を行うこととしても、なお、他人の刑事事件について協力を得ることが必要であるかという観点から行われるためです⁶。

また、③「関連性の程度」は、被疑者等自身の事件に係る犯罪と他人の刑事事件に係る犯罪の関連性の程度を考慮するものです。これは、両犯罪の関連性の程度によって、信用性のある供述が得られる見込みが変わり得るため考慮要素とされたものです。このため、司法取引制度は、基本的には、両犯罪の間に共犯関係等の関連性がある場合に用いられる制度であると理解されることになります⁷。

(iii) 司法取引制度は、「特定犯罪」に該当する「他人の刑事事件」についてのみ用いることができます。「特定犯罪」は刑訴法 350 条の 2 第 2 項とこれを受けた政令⁸に例挙されています⁹。

この「特定犯罪」には、企業犯罪として問題となりやすいものとして、租税に関する法律、独占禁止法、金融商品取引法をはじめ、広範な財政経済関係犯罪が政令において含まれています。一例として、外国公務員贈賄罪を規定する不正競争防止法も含まれており、近年、外国公務員贈賄罪の取締りが強化される流れにあるなか、今後、この分野でも捜査に司法取引制度が活用されることが見込まれます。

また、企業としては、自社で企業犯罪が生じてしまった場合に、当該犯罪に関する証拠隠滅行為¹⁰についても司法取引制度の対象となることにも留意が必要です。例えば、役員が従業員に対して証拠隠滅を指示した場合、当該従業員は、役員から証拠隠滅の指示を受けたとの情報を捜査当局に提供することで司法取引制度により自らの刑の輕減を図ることが可能となります。そのため、証拠隠滅行為についても、捜査当局が把握することが従来よりも容易になることが想定されます。

(エ) 合意書面の作成

協議の結果、合意に至った場合には、その内容を明らかにした書面を作成しなければなりません(刑訴法 350 条の 3 第 2 項。以下「合意書面」という)。また、合意書面には、検察官、被疑者等及び弁護人が連署しなければならないとされています(同項)。

(3) 合意の終了

ア 合意からの離脱

上記(2)の手続きを経て成立した合意でも、一方当事者は、相手方が合意内容に違反したとき等一定の事由が生じたときは、その理由を記載した書面によって相手方に告知することにより、合意から離脱することができます(刑訴法 350 条の 10)。離脱の事由は、下記のとおりです。

⁶ 三井ほか前掲注 1) 575 頁。

⁷ 三井ほか前掲注 1) 575 頁。

⁸ 刑事訴訟法第三百五十条の二第二項第三号の罪を定める政令(平成 30 年政令第 51 号)。

⁹ 「特定犯罪」の一覧は、末尾の表を参照。

¹⁰ 犯人蔵匿罪、証拠隠滅罪、証人等威迫罪などが関連します。

検察官から離脱	被告人から離脱
✓ 被疑者等が協議においてした他人の刑事事件についての供述内容が真実 ¹¹ でないことが明らかになったとき	✓ 合意に基づいて請求された訴因変更等が裁判所に認められなかったとき
✓ 被疑者等が合意に基づいてした供述内容が真実 ¹¹ でないこと、又は被疑者等が合意に基づいて提出した証拠が偽造若しくは変造されたものであることが明らかになったとき	✓ 裁判所が合意に基づく求刑よりも重い刑を言い渡したとき
双方共通	
相手方が合意に違反したとき	

イ 離脱の効果

検察官が合意に違反して公訴権を行使したときは、裁判所は、公訴を棄却しなければなりません(刑訴法 350 条の 13 第 1 項)。また、検察官が合意に違反したときは、被告人が協議においてした供述や、合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠は、当該被告人の事件及び他人の刑事事件の双方で、証拠とすることができなくなります(刑訴法 350 条の 14 第 1 項)。以上のはかは、離脱により、合意は将来に向かってのみ効力を失うため、離脱前の訴訟行為の効力や、収集済みの証拠の証拠能力には影響は生じません¹²。

ウ 合意の失効

検察官が不起訴合意に基づき控訴提起をしなかった場合でも、検察審査会が、起訴相当議決若しくは不起訴不当議決又は起訴議決をしたときは、不起訴合意は当然に失効します(刑訴法 350 条の 11)。また、この場合、被告人が協議においてした供述、合意に基づく被告人の行為により得られた証拠、及び派生証拠は、原則として、当該被告人の刑事事件において証拠とされません(刑訴法 350 条の 12 第 1 項。例外について、同条 2 項)。

(4) 司法取引制度を利用した場合の公判手続き

ア 合意をした被疑者等の公判手続き

検察官と被疑者等との間で合意がなされているときは、検察官は、当該被疑者等の事件についての公判において、遅滞なく、合意書面の取調べ請求を行わなければなりません(刑訴法 350 条の 7 第 1 項)¹³。

イ 他人の刑事事件における公判手続き

他人の刑事事件において、司法取引制度を利用した被疑者等の供述録取書等の取調べが決定され、あるいは司法取引制度を利用した被疑者等の証人尋問が行われることとなったときは、検察官は、遅滞なく、当該他人の刑事事件において、合意書面の取調べ請求を行わなければなりません(刑訴法 350 条の 8、350 条の 9)。

2. 司法取引制度開始に伴う諸問題と対策

次に、司法取引制度開始により、企業法務において想定される諸問題とその対策について簡単に説明します。

¹¹ ここでいう「真実」は、客観的事実に反することを意味します。

¹² 三井ほか前掲注 1) 587 頁。

¹³ 上記(3)アの合意からの離脱にかかる書面があるときは、当該書面についても証拠請求が要求されます(刑訴法 350 条の 7 第 2 項、第 3 項)。

(1) 外部企業との関係

例えば、談合事件で、X 社の担当者と Y 社の担当者が談合を行ったというような場合を想定します。

- ア このような場合、X 社も Y 社も事態を把握すれば、自社の刑事責任を少しでも軽減したいと考えるでしょうから、相手方に先んじて我先にと検察官に対して司法取引制度の利用を申し出て、事件に関する情報提供を行うことが考えられます。仮に、X 社が先に申出を行って情報提供を行った場合、その後に Y 社が申出を行っても、検察官としては、X 社からの情報提供により捜査が進展していることから、Y 社の申出に応じるインセンティブが失われています。そうだとすると、複数の企業が関与している犯罪においては、司法取引制度利用の申出競争が発生する可能性があります。
- イ 少し切り口を変えますが、談合事件が問題となるような場合、通常 X 社と Y 社は同業者ですから、普段から情報交換等の一定の交流が行われている可能性があります。そうすると、お互いに、司法取引制度を利用する場合は、相手方の事前の書面による承諾が必要であるなどとする合意を締結しておき、同業他社の司法取引制度利用に制限をかけたいという考えが企業内で生じるかもしれません。しかし、上記 1.(1)のとおり、司法取引制度は、取調べ以外の方法による供述証拠の収集を容易にすることで、犯罪捜査における事案解明に資することを趣旨とした制度です。このような社会公共の利益に資する制度である司法取引制度の利用を制限するような契約・合意は、公序良俗(民法 90 条)の観点から問題がある可能性があります。

(2) 企業内部で起こりうる問題

例えば、X 社内部で、上司 A の指示により部下 B が犯罪を行ったというような場合を想定します。

- ア このような場合も、上記(1)アと同様に、上司 A と部下 B の間で利害が対立し、我先にと司法取引制度利用の申出がなされる可能性があります。また、当該犯罪に両罰規定が存する場合は、X 社自身も被疑者等となり得るため、X 社、上司 A、部下 B の三者で利害対立が生じます。この点、X 社や上司 A が司法取引制度を利用して自らの刑の軽減を図ることは捜査当局により認められない可能性が高いと思われます¹⁴。実務上問題となるのは、部下 B が上司 A からの違法行為の指示に関する証拠を捜査当局に提供し、自らの刑の軽減のために司法取引制度を利用する事例が中心となります。
- イ そして、このような状況が創出されてしまうことを防ぐため、上記(1)イと同様に、従業員や役員との間の労働契約あるいは委任契約上、司法取引制度の利用を禁ずる定めを設けることを考えるかもしれません。しかし、上記(1)イと同様、そのような定めは、社会公共の利益に資する司法取引制度の利用を制限するものとして、公序良俗の観点から問題です。また、そのような定めは、自己の犯罪事実に係る意思決定を不当に侵害するものであり、従業員や役員個人の私的領域に対する過度な侵入ともいえます。したがって、このような定めを設けてもそれは不適法なものとして無効と解される可能性が高いと思われます。

(3) 対策

以上のとおり、当事者が増えれば増えるほど、司法取引制度の利用を巡る利害対立が激しくかつ複雑となります、それを防ぐために事前に司法取引制度利用に制限をかけることは適切な対応とはいえません。一方で、談合の事例における外部企業との関係の場合など、企業としては、対応が後手後手になってしまふと、別の当事者に先に司法取引制度を利用され、当該企業が司法取引制度を利用して刑事責任を軽減する機会を喪失してしまいます。

そこで、企業にまず何より要求されることは、日頃から企業犯罪、不祥事案の発生を防止する体制を構築するとともに、発生した不祥事案について、内部調査又は第三者委員会を立ち上げるなどして、早急に事態の全

¹⁴ 最高検察庁新制度準備室「合意制度の当面の運用に関する検察の考え方」法律のひろば 2018 年 4 月号 52 頁は、司法取引制度の対象とする事案の選定について、「本人の事件についての処分の軽減等をしてもなお、他人の刑事事件の捜査・公判への協力を得ることについて国民の理解を得られる場合でなければならない。」としており、上位者である上司 A や X 社が司法取引を利用し、下位者である部下 B の立件を行ふ形の利用はあまり想定されないのではないかと思われます。但し、事件の首謀者である取締役等が既に会社を退職している場合等について、会社が司法取引制度を利用して刑の減免等を得るということはあり得るかもしれません。

容把握に努めることです。その結果、違法な事実を把握し、司法取引制度の利用を検討する場合には、犯罪は単独犯であるのか、複数犯であるのか、外部の企業も関与しているのか、当該企業自身が被疑者等になり得る犯罪であるのか、といった基本情報がなければ適切な判断を下すことはできません。その上で、上記(2)の例のX社、上司A、部下Bの全員が被疑者等となり得るような場合であれば、各人の利害対立が生じていることから、会社としてそれぞれに別の弁護人を選任することも考えられます。そして、必要な情報を取得し、統制がとれている状況で、企業として司法取引制度を利用するのか否かの適切な判断を行なうことが求められると思われます。また、併せて、司法取引制度を利用する場合に備えて、調査した事実関係について、できる限り客観的な裏付資料を収集しておくことも重要です¹⁵。

(4) 役員の判断と任務懈怠責任

以上のような対策を行わず、初動対応を誤った結果、司法取引制度を利用すれば得られたであろう企業にとっての利益を見す見す逃すようなこととなれば、役員の任務懈怠責任を問われかねません。

そこで、任務懈怠責任を回避するためにも、万が一の場合に備えた内部調査又は第三者委員会立ち上げの体制を整備し、必要な情報を速やかに収集できる体制の構築を進めることが重要であると思われます。また、これにより、企業のコンプライアンス体制の一層の引締効果も見込めるものと思われます。

3. 最後に

以上、司法取引制度の内容とその開始に伴って生じる諸問題とその対策を簡単に紹介しました。2.の最後で少し触れたように、司法取引制度をどのように利用するかという点は、最終的には役員の任務懈怠責任へと繋がりうる問題であるため、その対応について、事前準備が可能な事柄については、企業のコンプライアンス体制の整備の一環として準備をしておくことが重要です。

そして、その対応の検討に当たっては、必然的に、司法取引制度、刑事事件及び企業のコンプライアンスに対する正確な理解が不可欠となりますので、司法取引制度への対応を含めたコンプライアンス体制を検討される際には、これらの各分野に強みのある弁護士にご相談されることが重要となります。PwC 弁護士法人では、専門性を有する複数の弁護士のチームにより、企業の皆様へのアドバイスを提供してまいります。

以上

¹⁵ 最高検察庁新制度準備室前掲注 14) 62 頁以下は、司法取引制度により合意をするか否かにおいて、十分な裏付け資料により被疑者等の供述に高い信用性があることを要求しています。

法令・条数	犯罪の種類	根拠条文
刑法 96 条～96 条の 6	強制執行妨害等	刑訴法 350 条の 2 第 2 項(以下省略) 1 号
刑法 155 条(155 条の例により処断すべき罪を含む)、 157 条、158 条 ¹⁶ ～163 条の 5	文書偽造罪、有価証券 偽造罪等	1 号
刑法 197 条～197 条の 4、198 条	贈収賄罪	1 号
刑法 246 条～250 条、252 条～254 条	詐欺・恐喝罪等、横領罪	1 号
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する 法律(以下「組織犯罪処罰法」という)3 条 1 項 1 号～4 号、13 号、14 号、4 条 ¹⁷	組織的に行われる強制 執行妨害に関する罪 等、組織的に行われる詐 欺・恐喝罪とその未遂罪	2 号
組織犯罪処罰法 10 条～11 条	犯罪収益等隠匿罪、犯 罪収益等収受罪	2 号
次に掲げる法律の罪	—	—
①租税に関する法律	—	3 号、政令 1 号
②金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	—	3 号、政令 2 号
③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	—	3 号、政令 3 号
④農業協同組合法	—	3 号、政令 4 号
⑤金融商品取引法	—	3 号、政令 5 号
⑥消費生活協同組合法	—	3 号、政令 6 号
⑦水産業協同組合法	—	3 号、政令 7 号
⑧中小企業等協同組合法	—	3 号、政令 8 号
⑨協同組合による金融事業に関する法律	—	3 号、政令 9 号
⑩外国為替及び外国貿易法	—	3 号、政令 10 号
⑪商品先物取引法	—	3 号、政令 11 号
⑫投資信託及び投資法人に関する法律	—	3 号、政令 12 号
⑬信用金庫法	—	3 号、政令 13 号
⑭長期信用銀行法	—	3 号、政令 14 号
⑮労働金庫法	—	3 号、政令 15 号
⑯出資の受入れ、預り金及び金利等の取り締まりに關 する法律	—	3 号、政令 16 号
⑰補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	—	3 号、政令 17 号
⑱預金等に係る不当契約の取締に関する法律	—	3 号、政令 18 号
⑲特許法	—	3 号、政令 19 号
⑳実用新案法	—	3 号、政令 20 号
㉑意匠法	—	3 号、政令 21 号
㉒商標法	—	3 号、政令 22 号
㉓金融機関の合併及び転換に関する法律	—	3 号、政令 23 号
㉔著作権法	—	3 号、政令 24 号
㉕特定商取引に関する法律	—	3 号、政令 25 号
㉖銀行法	—	3 号、政令 26 号
㉗貸金業法	—	3 号、政令 27 号
㉘半導体集積回路の回路配置に関する法律	—	3 号、政令 28 号
㉙特定商品等の預託等取引契約に関する法律	—	3 号、政令 29 号
㉚不正競争防止法	—	3 号、政令 30 号

¹⁶ 同法 155 条、同条の例により処断すべき場合、157 条 1 項、2 項に関するもののみ。

¹⁷ 同法 3 条 1 項 13 号、14 号に関するもののみ。

法令・条数	犯罪の種類	根拠条文
⑩不動産特定共同事業法	—	3号、政令31号
⑪保険業法	—	3号、政令32号
⑫金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	—	3号、政令33号
⑬種苗法	—	3号、政令34号
⑭資産の流動化に関する法律	—	3号、政令35号
⑮債権管理回収業に関する特別措置法	—	3号、政令36号
⑯民事再生法	—	3号、政令37号
⑰外国倒産処理手続の承認援助に関する法律	—	3号、政令38号
⑱公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律	—	3号、政令39号
⑲農林中央金庫法	—	3号、政令40号
⑳入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律	—	3号、政令41号
㉑会社更生法	—	3号、政令42号
㉒破産法	—	3号、政令43号
㉓信託業法	—	3号、政令44号
㉔会社法	—	3号、政令45号
㉕犯罪による収益の移転防止に関する法律	—	3号、政令46号
㉖株式会社商工組合中央金庫法	—	3号、政令47号
㉗資金決済に関する法律	—	3号、政令48号
全各号に掲げる法律の罪のほか、次に掲げる罪	—	
イ 賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をした罪	—	3号、政令49号イ
ロ 賄賂を收受させ、若しくは供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をした罪	—	3号、政令49号ロ
ハ 不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした罪	—	3号、政令49号ハ
ニ イからハまでに掲げる罪に係る賄賂又は利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした罪	—	3号、政令49号ニ
ホ 任務に背く行為をし、他人に財産上の損害を加えた罪又はその未遂罪	—	3号、政令49号ホ
次に掲げる法律の罪	—	—
①爆発物取締罰則	—	4号イ
②大麻取締法	—	4号ロ
③覚せい剤取締法	—	4号ハ
④麻薬及び向精神薬取締法	—	4号ニ
⑤武器等製造法	—	4号ホ
⑥あへん法	—	4号ヘ
⑦銃砲刀剣類所持等取締法	—	4号ト
⑧国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律	—	4号チ
刑法 103条、104条、105条の2、組織犯罪処罰法 7条 ¹⁸ 、7条の2	上記の罪に係る、犯人蔵匿罪、証拠隠滅罪、証人威迫罪、組織的犯罪に係る犯人蔵匿罪等	5号

¹⁸ 同条1項1号～3号までに掲げる者に関するもののみ。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

URL: <http://www.pwc.com/jp/ja/legal.html>

- PwC ネットワークは、世界 90 カ国に約 3,300 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan 全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan は、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

弁護士

日比 慎

03-5251-2746

makoto.hibi@pwc.com

弁護士

渡邊 満久

03-5251-2782

mitsuhisa.watanabe@pwc.com

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2018 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。